

議案第 1 2 7 号

ひたちなか市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部
を改正する条例制定について

ひたちなか市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 2 月 6 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部
を改正する条例

ひたちなか市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成6年条例第87号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、ひたちなか市営土地改良事業（以下「事業」という。）に係る土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第36条第1項に規定する金銭（以下「賦課金」という。）及び法第36条の3第1項に規定する特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の賦課徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（賦課金の賦課徴収等）

第2条 市長は、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「3条資格者」という。）に対して賦課金を賦課徴収する。

2 前項の規定により賦課徴収する賦課金の総額は、各年度ごとに当該事業に要する経費から、国及び茨城県から交付を受ける補助金の額を差し引いて得た額を超えない範囲内において市長が定める。

3 第1項の規定により3条資格者に対して賦課徴収する賦課金の額は、地積に応じて、前項の賦課金の総額をあん分して得た額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、3条資格者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、当該3条資格者に対する賦課金に代えて、当該土地改良区から、その同意を得て、これに相当する額の金銭を徴収することができる。

（特別徴収金の賦課徴収等）

第3条 市長は、3条資格者がその資格に係る土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的

外用途に供した場合を除く。)には、当該3条資格者に対して特別徴収金を賦課徴収する。

2 前項の規定により賦課徴収する特別徴収金の額は、当該事業に要する経費のうち当該土地に係る部分の額から当該3条資格者に賦課された賦課金を差し引いて得た額を超えない範囲内において市長が定める。

第4条中「及び」の次に「第2条第4項に規定する賦課金に相当する額の金銭並びに」を加え、「は、納入通知書を発した日から30日以内に納付しなければならない」を「の徴収の方法及び期日は、その都度市長が定める」に改める。

第7条の見出し中「賦課徴収」を「賦課」に改め、同条中「第2条又は第3条の規定による」を「賦課金又は特別徴収金の」に改め、「又は徴収」を削る。

第8条の見出しを「(賦課金等の減免等)」に改め、同条中「場合に限り、賦課の徴収を猶予し、又は賦課を減免すること」を「と認める場合には、賦課金又は特別徴収金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予すること」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

旧	新	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>ひたちなか市営土地改良事業（以下「事業」という。）に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、分担金を徴収するほか、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第36条第1項及び第5項から第8項まで並びに第36条の3第1項の規定による経費等の賦課徴収に関しては、法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(賦課の基準等の決定)</p> <p>第2条 <u>事業に要する経費は、当該事業の施行地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者に賦課する。</u></p> <p>2 <u>前項の賦課の額は、各年度ごとに当該事業に要する経費のうち国及び県から交付を受けた補助金の額を除いたものを超えない範囲内において市長が定める。</u></p> <p>3 <u>前項の賦課の基準を定めるに当たっては、当該事業の施行地域内にある土地の利益を勘案しなければならない。</u></p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第3条 <u>法第96条の4第1項において準用する法第36条の3第1項の規定に基づく特別徴収金を徴収する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、ひたちなか市営土地改良事業（以下「事業」という。）に係る土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第36条第1項に規定する金銭（以下「賦課金」という。）及び法第36条の3第1項に規定する特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の賦課徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(賦課金の賦課徴収等)</p> <p>第2条 <u>市長は、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「3条資格者」という。）に対して賦課金を賦課徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により賦課徴収する賦課金の総額は、各年度ごとに当該事業に要する経費から、国及び茨城県から交付を受ける補助金の額を差し引いて得た額を超えない範囲内において市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により3条資格者に対して賦課徴収する賦課金の額は、地積に応じて、前項の賦課金の総額をあん分して得た額とする。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、3条資格者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、当該3条資格者に対する賦課金に代えて、当該土地改良区から、その同意を得て、これに相当する額の金銭を徴収することができる。</u></p> <p>(特別徴収金の賦課徴収等)</p> <p>第3条 <u>市長は、3条資格者がその資格に係る土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、当該3条資格者に対して特別徴収金を賦課徴収する。</u></p>	

旧	新	備考
<p>(徴収の方法及び期日)</p> <p>第4条 賦課金及び特別徴収金は、納入通知書を発した日から30日以内に納付しなければならない。</p> <p>(賦課徴収に対する審査請求)</p> <p>第7条 第2条又は第3条の規定による賦課又は徴収を受けた者は、その賦課又は徴収に不服があるときは、その賦課を受けた日から3月以内に市長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>(賦課徴収の猶予等)</p> <p>第8条 市長は、天災その他特別の事情がある場合に限り、賦課の徴収を猶予し、又は賦課を減免することができる。</p>	<p>2 前項の規定により賦課徴収する特別徴収金の額は、当該事業に要する経費のうち当該土地に係る部分の額から当該3条資格者に賦課された賦課金を差し引いて得た額を超えない範囲内において市長が定める。</p> <p>(徴収の方法及び期日)</p> <p>第4条 賦課金及び第2条第4項に規定する賦課金に相当する額の金銭並びに特別徴収金の徴収の方法及び期日は、その都度市長が定める。</p> <p>(賦課に対する審査請求)</p> <p>第7条 賦課金又は特別徴収金の賦課を受けた者は、その賦課に不服があるときは、その賦課を受けた日から3月以内に市長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>(賦課金等の減免等)</p> <p>第8条 市長は、天災その他特別の事情があると認める場合には、賦課金又は特別徴収金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	